

島根県公共事業再評価 評価結果（案）

作成日 平成25年 5月

| 番号 | 事業概要・事業主体等 | 事業の進捗状況 | 事業採択時の状況及び社会情勢の変化等 | 事業効果 | 環境への配慮 事業を中止した場合の影響 | 今後の県の方針案 |
|----|---|---|--|---|---|--|
| | (事業概要) (事業主体の根拠) | (事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み) | (事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度) | (費用対効果) (コスト縮減・代替案等) (その他の効果) | (生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響) | (継続・中止) |
| 8 | (事業名・地区) 斐伊川(横田) 広域河川改修事業 (事業位置) 仁多郡奥出雲町 (事業費) 1,957,000千円 (事業概要) 全体延長 L=3,560m 掘削、護岸 樋管、床止 橋梁 (事業主体の根拠) 河川法第9条2項 (再評価区分) ④再評価実施後5年経過している継続中の事業 (担当部課名) 土木部河川課 | (事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度：昭和63年度 用地着手年度：昭和63年度 工事着手年度：昭和63年度 完了予定年度：平成35年度 経過年数：26年 (進捗状況と今後の見込み) 進捗率：72% 用地：84% 工事：68% 平成35年度完了予定 | (事業導入の経緯・目的) 河道状況は、河積が少なく古くから砂鉄採取のため「鉄穴流し」が行われており、流砂が激しく取水固定堰による河床の上昇などにより、出水に著しく危険な状態であるにもかかわらず、数ヶ所の災害復旧工事が行われているだけであった。そこで抜本的治水対策が必要となった。 (事業を取り巻く社会情勢) 河川改修と同時並行で実施している県道整備が完了することで、地域及び周辺住民の交流が活発になることが予測される。 (事業に対する地元情勢・計画の熟度) 県道整備と一体となって、住民の生命と財産の安全性を確保するための河川改修が早急に完了することが望まれている。 | (費用対効果) b/c=1.6 (コスト縮減・代替案等) 事業の実施にあたっては、改修によって発生する自然石を護岸工及び護床工に流用するとともに、残土の有効利用等を図り、コスト縮減に努める。 (その他の効果) 河川改修と県道整備が進み、より安全な生活基盤の確保や安定が図れる。 | (生活環境・自然環境への影響) 平成16年に設定された「斐伊川上流域河川整備計画」の方針に沿って現況の瀬や淵などを極力生かし、流れに変化をもたせるなどして動植物の生息・生育環境に配慮する。 (事業を中止した場合の影響) 現況流下能力が計画に対して約6割と低く、浸水被害が発生する可能性が高い。 ・浸水被害履歴 S39, 47, 51, 57, 60 | (方針案) 継続 (継続・中止の理由) 現況流下能力が低く、浸水被害の解消が図れていないため、治水対策を継続する必要がある。 現在は、県道整備と一体となって改修を進めており、早期に事業効果を発現し、治水安全度を確保する。 |

総合的な水の安全安心基盤整備

一級河川 斐伊川水系 斐伊川 広域河川改修事業

【河川概要】
 斐伊川は、県東部を流下し宍道湖に注ぐ河川である。改修区間である上流部は幼稚園、小学校等の公共施設もあり、また並行して位置する県道印賀奥出雲線は鳥取県へのアクセス道路として利用されている。
 改修区間の河道状況は、古くからの「たたら流し」により流砂が激しく、取水堰による河床の上昇等、出水に著しく危険な状態であり、特に昭和47年には家屋・農地等に大きな浸水被害が発生し、洪水被害防止を目的とした河川改修が必要とされている。

【事業概要】
 ○掘削及び護岸構築により、著しく不足する流下能力を向上し、浸水被害の解消を図る。
 ○並行して位置する県道の整備と連携して事業を進めることにより、住民の生命と財産の安全性を確保する。

